

ご説明資料

2023年 3月 6日

デジタル庁

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の概要と現状

1. マイナンバーの付番・利用及び情報連携

- ① 日本国内の全住民に通知されている12桁の番号。
※ 新たに誕生した子供にも、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成・通知されます。（改めて申請の必要なし。） **2015年10月～付番開始**
- ② マイナンバーは、マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の事務に利用
2016年1月～社会保障・税・災害対策分野の事務で利用開始（現在、100項目程度）
（例）確定申告、扶養控除申告書、各種社会保障給付申請書、保険料の賦課、現況届等
- ③ マイナンバー法に基づき、行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いて個人情報やり取りするので、各種手続の際に住民が提出する添付書類（住民票、課税証明書等）が省略可能。
2017年11月～情報連携の本格運用開始
2023年1月現在約2,400手続で添付書類省略
- ④ マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。
また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- ⑤ 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

2. マイナンバー制度の拡充

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（2022年6月7日閣議決定）」において、マイナンバー制度の利活用の推進等を決定。

マイナンバーの利用範囲

(個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等



税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。3

マイナンバー制度における情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法(※)に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(2013年法律第27号)

- ・2013年5月 マイナンバー法公布
- ・2015年10月 国内全住民に付番
- ・2016年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・2017年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・2018年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・2019年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続。2023年1月現在:約2,400手続)

2. 情報連携の概要

住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!

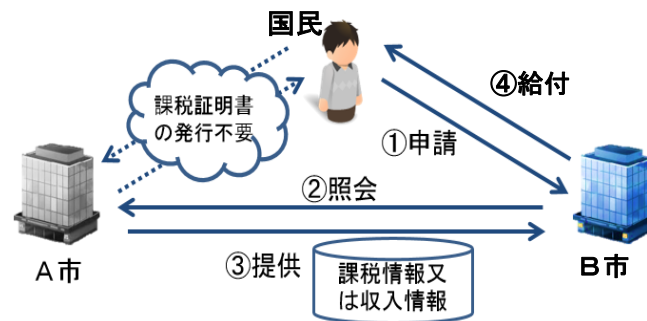
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請(A市からB市に転居した場合)



情報連携の現状 《2017年7月18日以降の情報提供件数》

【累計】折れ線グラフ

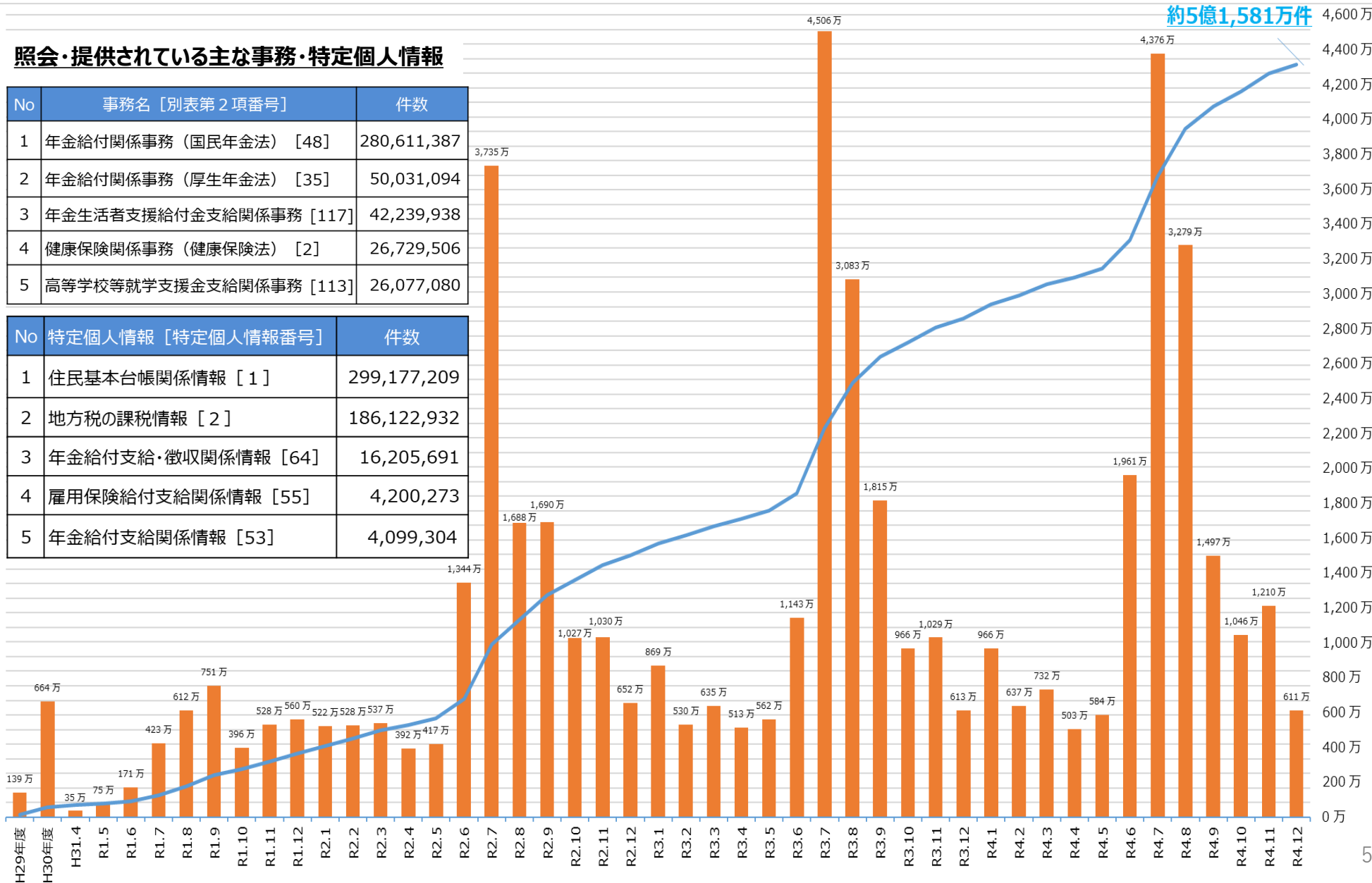
【月ごと】棒グラフ

55,000万
54,000万
53,000万
52,000万
51,000万
50,000万
49,000万
48,000万
47,000万
46,000万
45,000万
44,000万
43,000万
42,000万
41,000万
40,000万
39,000万
38,000万
37,000万
36,000万
35,000万
34,000万
33,000万
32,000万
31,000万
30,000万
29,000万
28,000万
27,000万
26,000万
25,000万
24,000万
23,000万
22,000万
21,000万
20,000万
19,000万
18,000万
17,000万
16,000万
15,000万
14,000万
13,000万
12,000万
11,000万
10,000万
9,000万
8,000万
7,000万
6,000万
5,000万
4,000万
3,000万
2,000万
1,000万
0万

照会・提供されている主な事務・特定個人情報

| No | 事務名 [別表第2項番号] | 件数 |
|----|------------------------|-------------|
| 1 | 年金給付関係事務 (国民年金法) [48] | 280,611,387 |
| 2 | 年金給付関係事務 (厚生年金法) [35] | 50,031,094 |
| 3 | 年金生活者支援給付金支給関係事務 [117] | 42,239,938 |
| 4 | 健康保険関係事務 (健康保険法) [2] | 26,729,506 |
| 5 | 高等学校等就学支援金支給関係事務 [113] | 26,077,080 |

| No | 特定個人情報 [特定個人情報番号] | 件数 |
|----|--------------------|-------------|
| 1 | 住民基本台帳関係情報 [1] | 299,177,209 |
| 2 | 地方税の課税情報 [2] | 186,122,932 |
| 3 | 年金給付支給・徴収関係情報 [64] | 16,205,691 |
| 4 | 雇用保険給付支給関係情報 [55] | 4,200,273 |
| 5 | 年金給付支給関係情報 [53] | 4,099,304 |



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

